

2023 年度春季会津大学ベトナムインターンシッププログラム募集要項

※支援金(選考結果により決定される)

- ① 最大 12 名の日本人学生に対して、株式会社会津ゼネラルホールディングス様からの支援金最大45,000 円を給付する。
- ② 最大 12 名の日本人学生に対して、日本学生支援機構(JASSO)の奨学金 70,000 円×2 人月を給付する。(選考により、①との重複採用の場合もある。また成績や親の収入の状況により採用されないこともある。)

1 趣 旨

このプログラムでは、ICT スタートアップとエンジニアの育成に焦点を当て、キャリア形成における英語と世界に通用する技術力の重要性を理解してもらうことを目的とする。

2 事業概要

参加学生は、本学の協定大学の一つであるベトナムの FPT 大学にて英語による ICT ビジネスの授業を受け学生と交流する他、4 週間の現地企業でのインターンシップを通して、開発やビジネスにて求められる技術力及びコミュニケーション力を獲得する。

3 研修内容

1. ベトナム学生と一緒に英語による ICT ビジネス基礎を学ぶ。(ベトナム・ダナン市、FPT 大学に派遣)
2. ベトナム企業におけるインターンシップ(ベトナム・ダナン市、FPT 大学連携企業に派遣)
3. ベトナム文化を学ぶ(FPT 大学)

4 募集人数

20 名程度(学部1～3 年生、大学院博士前期課程1年生、日本人のみ。2024 年 3 月卒業予定者を除く。)

- ・単位認定なし、イノベーション・創業教育プログラムの「認定研修」として実施する。
- ・最小催行人員 3 名とする。

5 参加期間

2024 年 2 月 18 日(日)～3 月 23 日(土)日本着 5 週間(予定)

※ 参加終了後、1週間以内に報告書及び最終プレゼンテーションの資料を提出する。

6 スケジュール(予定)

- (1) 出願期間:2023 年 11 月 15 日(水)～11 月 29 日(水)13:20、申込者が、応募数が 12 名を満たさない場合はは 12 月 4 日(月)13:20 まで延長する。
- (2) 説明会:2023 年 11 月 17 日(金)18:40～19:10、22 日(水)17:00～17:30
- (3) 面接選考:2023 年 12 月 6 日(水)午後
- (4) 合格通知 2023 年 12 月 12 日(火)

- (5) 誓約書提出:2023年12月19日(火)
- (6) 振込期限:2024年1月10日(水)
- (7) ビジネス英語研修: 2024年2月19日(月)~2月23日(金) 1週間(予定)
- (8) インターンシップ:2024年2月26日(月)~3月22日(金) 4週間(予定)

7 応募資格及び要件

- (1) 本事業の対象者は、2024年3月において、本学部生若しくは大学院博士前期課程に在学する学生で、学業及び研究成績が優秀なこと。(日本人学生のみ応募可能)
- (2) TOEFL, TOEIC, IELTS, 実用英語技能検定などの語学試験(本学で実施している TOEIC IP テスト含む)を受験していること。
- (3) 心身ともに健康であること。
- (4) 誓約書を提出後、すべての日程に参加し、プログラムを修了する意思があること。
- (5) 研修の成果を本学及び地域における国際交流活動などに積極的に還元しようという意欲があること。
- (6) 採用された場合は、本研修の研修内容向上のために研修に関する調査・アンケートなどを依頼された場合、指定された期日を厳守し、回答すること。
- (7) インターンシップ先の機密情報は第三者に漏洩してはならない。また知的所有権その他の権利については、インターンシップ先企業との契約を遵守する。

8 授業料及び支援金

・授業料・宿泊費 1人当たり1,300 USD(×約150円=196,000円、海外送金手数料、交通費等は別途申込者負担)

・支援金(選考結果により決定される)

- ① 最大12名の株式会社津ゼネラルホールディングス様からの支援金最大45,000円を給付する。
- ② 最大12名の日本人学生に対して、日本学生支援機構(JASSO)の奨学金70,000円×2人月を給付する。(選考により、①との重複採用の場合もある。また成績や親の収入の状況により採用されないこともある。)

※支援決定者は本プログラム修了が確定した場合にのみ支給する。(入金は5月頃を予定。)

- 支援金が支給対象となった参加者も一時的に全額授業料を入金する必要がある。
- 授業料は参加学生がFPT大学に直接支払うものとし、会津大学は本件金銭の収受は一切関与せず責任を負わない。またキャンセル等の場合は、FPT大学と参加学生との間で解決すること。
- 換金手数料及び振込手数料がそれぞれあるので注意すること。
- 自分で支払う学生で、クレジットカードが無い学生は合格後速やかにVISAバンドルカードまたはVISAデビットカードを準備しておくこと。(換金手数料、振込手数料を考慮しあらかじめ多めに入金しておく。)

VISAバンドルカード <https://vandle.jp/>

VISAデビットカード(例)

9 体調管理

学生は派遣時に体温計及び簡易検査キット 2 セットを持参。発熱時には簡易検査キットにて検査し、陽性が出た場合は PCR 検査を受診、陽性であった場合は、FPT 大学、派遣先企業、本学及び JC-SOS に連絡し、症状がおさまるまで自室で待機する。

10 その他

- (1) このインターンシップに係る就業は無報酬とする。
- (2) 研修期間中は研修先の指示、規定を順守すること。
- (3) 合格通知書の中で支援予定額を採用者に通知する。本プログラムを修了した学生に対して支援金を支給する。

11 申請方法

本事業に応募する学生は、スーパーグローバル大学推進室(研究棟 1 階 123 号室)に次の応募書類を提出すること。(提出期限は、2023 年 11 月 29 日(水)13:20)

【申請書類】

- ・申請書一式(SGU ウェブサイトよりダウンロード)
- ・成績証明書

12 選考及び結果通知

選考及び結果通知は次により行う。

- (1) 面接選考(書類審査を含む)を行う。
- (2) 結果を通知する。(採用者の内定)

13 派遣決定の取り消し研修の中止について

プログラムについて以下のことが発生した場合、参加やインターンシップが中止される場合がある。この場合、プログラム費用は返金されない。(プログラム費用は FPT 大学と参加者との間に発生し、会津大学と参加者との間では発生しない。)さらに、参加者には、支援金の全部または一部を返還するよう求めることがある。

- (1) 申請事項に虚偽が発見されたとき
- (2) 会津大学が参加者の身体的または精神的健康状態がプログラムの実施に影響を与えると判断したとき
- (3) 本学において、懲戒処分等を受けたとき
- (4) 本学を退学したとき
- (5) 授業、プログラム、及びイベント等に正当な理由なく欠席したとき

14 イノベーション・創業教育プログラムにおける「認定研修」としての位置づけ

このプログラムを「会津大学イノベーション・創業教育プログラム実施要領」第2(2)③でいう認定研修と見なすこととする。